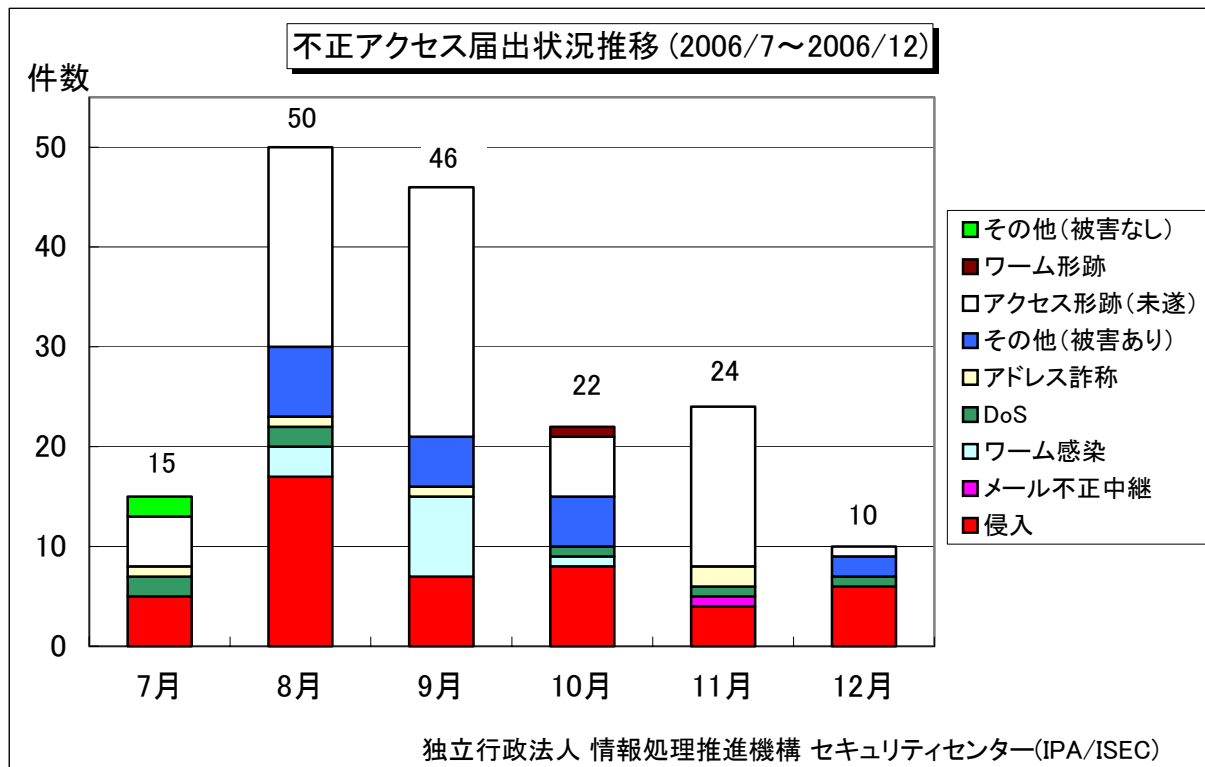


コンピュータ不正アクセスの届出状況 [2006年12月分] について

1. 不正アクセス届出の詳細

(1) 不正アクセス届出件数の月別推移



(2) 不正アクセス届出種別の月別推移

届出種別	7月	8月	9月	10月	11月	12月
侵入	5	17	7	8	4	6
メール不正中継	0	0	0	0	1	0
ワーム感染	0	3	8	1	0	0
DoS	2	2	0	1	1	1
アドレス詐称	1	1	1	0	2	0
その他(被害あり)	0	7	5	5	0	2
アクセス形跡(未遂)	5	20	25	6	16	1
ワーム形跡	0	0	0	1	0	0
その他(被害なし)	2	0	0	0	0	0
合計(件)	15	50	46	22	24	10

注) 網掛け部分は、被害があった届出種別を示しています。

(3) 届出者別件数

ユーザ別の届出件数は以下の通りです。

注)割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が100%ちょうどにならない場合があります。

分類	届出件数					
	2006年12月		2006年11月(前月)		2005年12月(前年同月)	
一般法人ユーザ	2	20.0%	3	12.5%	10	40.0%
個人ユーザ	4	40.0%	18	75.0%	0	0.0%
教育・研究機関	4	40.0%	3	12.5%	15	60.0%
合計(件)	10		24		25	

(4) 被害原因別件数

12月に届出されたうち被害のあったもの9件について、原因の内訳は、ID・パスワード管理不備が2件、古いバージョン使用・パッチ未導入が1件などでした。

原因	届出件数					
	2006年12月		2006年11月(前月)		2005年12月(前年同月)	
ID・パスワード管理不備	2	22.2%	2	25.0%	6	31.6%
古いバージョン使用・パッチ未導入	1	11.1%	1	12.5%	3	15.8%
設定不備	0	0.0%	1	12.5%	2	10.5%
不明	5	55.6%	1	12.5%	6	31.6%
その他(DoSなど)	1	11.1%	3	37.5%	2	10.5%
合計(件)	9		8		19	

注)割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が100%ちょうどにならない場合があります。

2. 12月に掲載した脆弱性情報

12月にIPAにて掲載した、脆弱性に関連する他組織からのお知らせです。

Microsoft

- ・ Internet Explorer 用の累積的なセキュリティ更新プログラム (MS06-072)
- ・ Visual Studio 2005 の脆弱性 (MS06-073)
- ・ SNMP サービスの脆弱性 (MS06-074)
- ・ Windows の脆弱性により、特権が昇格される (MS06-075)
- ・ Outlook Express 用の累積的な修正プログラム (MS06-076)
- ・ リモートインストールサービス(RIS)の脆弱性 (MS06-077)
- ・ Windows Media Format の脆弱性 (MS06-078)
- ・ Microsoft Excel の脆弱性 (MS06-059) : 更新

Apple

- ・ Mac OS X のセキュリティアップデートリリース

Sun Microsystems

- ・ Java Runtime Environment の脆弱性

Ruby

- ・ cgi ライブラリ cgi.rb の脆弱性

Mozilla Foundation

- ・ Firefox、Thunderbird に複数の脆弱性 : 更新

Symantec

- ・ VERITAS NetBackup にバッファオーバーフローの脆弱性

Adobe

- ・ Adobe Reader と Acrobat の脆弱性

JUSTSYSTEM

- ・ 複数の製品に脆弱性:更新

詳細は以下の URL を参照してください。

「脆弱性関連情報 2006 年 12 月分」

<http://www.ipa.go.jp/security/news/news0612.html>

・コンピュータ不正アクセス被害の届出制度について

コンピュータ不正アクセス被害の届出制度は、経済産業省のコンピュータ不正アクセス対策基準に基づき、'96 年 8 月にスタートした制度であり、同基準において、コンピュータ不正アクセスの被害を受けた者は、被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報を I P A に届け出ることとされています。

I P A では、個別に届出者への対応を行っていますが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータ不正アクセス対策を検討しています。また受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表しています。

○コンピュータ不正アクセス対策基準

- ・ 通商産業省告示第 3 6 2 号 平成 8 年 8 月 8 日制定
- ・ 通商産業省告示第 5 3 4 号 平成 9 年 9 月 24 日改訂
- ・ 通商産業省告示第 9 5 0 号 平成 12 年 12 月 28 日改訂
- ・ 経済産業省告示第 3 号 平成 16 年 1 月 5 日改訂

■お問い合わせ先

独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター

加賀谷／花村／宮本

Tel:03-5978-7527 Fax:03-5978-7518 E-mail:isec-info@ipa.go.jp